

# 後期高齢者医療制度の保険料

75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

## 保険料(令和8年度)の計算方法

$$\text{年間の保険料額} = \text{医療分} + \text{子ども分}$$

※100円未満切捨て

令和8・9年度	基礎賦課額(医療分)	子ども・子育て支援金賦課額(子ども分)
所得割額	(総所得金額等 - 基礎控除額※) × 所得割率 10.48%	(総所得金額等 - 基礎控除額※) × 所得割率 0.25%
均等割額	56,130円	1,362円
賦課限度額	85万円	2万1千円

※ 基礎控除額  
 合計所得金額2,400万円以下 ..... 43万円  
 合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 ... 29万円  
 合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 ... 15万円  
 合計所得金額2,500万円超 ..... 適用なし

問い合わせ

- ・ 県後期高齢者医療広域連合 ☎052-955-1227
- ・ 町保険医療課 内線153



## 後期高齢者医療コールセンター

保険料の算定方法や保険証の負担割合など

コールセンター電話番号  
☎0570-011-558

(通話料がかかります)

### 開設期間

2027年3月31日までの  
平日午前8時45分～午後5時15分

- ※ 土日祝、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は閉鎖
- ※ 繁忙期(2026年7月11日～8月30日)は土日祝も開設

### 不審な電話に注意

コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。不審な電話があったら町保険医療課へ

## 納付方法

### 特別徴収

次のいずれにも該当する方は、原則年金から天引きされます(年6回偶数月)。該当しない方は、納付書または口座振替により納めます。  
 ・ 年額18万円以上の公的年金受給者  
 ・ 介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

### 普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納めます。

### 口座振替選択制度

保険料の特別徴収を中止し、口座振替で納付したい方は、預金通帳、通帳印、資格確認書を持参し、町保険医療課で手続きをしてください。

### 普通徴収の方は、便利で確実な口座振替の手続きを!

口座振替の手続きは、役場または金融機関で申し込んでください。国民健康保険税を口座振替で納めていた方も再度手続きが必要です。

## ご心配

### 納付が難しい場合は

特別な事情により、保険

※ 行政サービスコーナー(イオンモール東浦2階)でも納付可能

納期限	
期別	納期限
第1期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月25日(金)
第7期	令和8年2月1日(月)
第8期	3月1日(月)

料の納付が難しいときは、未納のままにせず、早めに町保険医療課へ相談してください。また、①②のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減免が認められる場合があります。  
 ① 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合  
 ② 事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合  
 ※ 減免を受けるには申請が必要。詳細は町保険医療課へ

## 医療機関の窓口で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1/3割です(世帯の前年の所得に応じて変わります)。

### 医療費が自己負担限度額を超えたときは?

あとから高額療養費として差額を返金します。対象の方には別途案内を送付しますので手続きをお願いします。